83 試補及び見習の待遇並びに任用方公布

〔明治二十年十一月〕

明治二十年十月三十一日

文官試験局長官 印

内閣総理大臣

（注記２）（注記１）

文官ノ試補及見習ノ待遇未タ確定セサルヲ以テ此際試補ノ待遇ヲ奏任トシ見習ヲ判任トシ以テ之ヲ確定スルハ最要ノ件ナリ而シテ初任ノ官等ニ制限ナキトキハ昨十九年三月勅令第六号高等官官等俸給令第十四条及同年四月勅令第三十六号判任官官等俸給令第四条ニ於テ本官ニ在ル者ニ制限ヲ置キタルト彼此権衡平ヲ得ス況ヤ文官試験試補及見習規則第十五条第一項ニ拠レハ事務練習中ト雖モ本官ノ欠アルトキハ其練習ノ満期ヲ待スシテ本官ニ任スルノコトアルニ於テオヤ依テ試補ノ初任ヲ奏任官四等以下トナシ見習ノ初任ヲ判任官五等以下トナシタルハ皆ナ従来ノ慣行ニ取リテ其宜ヲ制シタル者ナリ此両件共ニ今日ノ必要ナリ依テ勅令案ヲ具シ上申候也

勅令案

勅令第（朱書）〔五十七〕号

本年七月勅令第三十七号文官試験試補及見習規則ニ拠リ試補及見習ヲ命セラレタル者ノ待遇ハ試補ヲ奏任トシ見習ヲ判任トス

同則ニ拠リ試補及見習ヲ本官ニ任用スルニハ試補ハ奏任官四等以下トシ見習ハ判任官五等以下トス

（注記3）明治二十年十月三十一日

（注記4）内閣書記官 印（巌谷） 印（谷森）

（注記5）

内閣総理大臣 花押（伊藤）

内閣書記官長 印（田中） 印（金井）

各省大臣

外務	大蔵 印（松方）	海軍 印（西郷）	文部	逓信 印（榎本）
内務 印（山県）	陸軍 印（大山）	司法 印（田中）	農商務 花押（黒田）	

文官試験局長官上申文官ノ試補及見習者待遇并官等制限ノ件

勅令案

（注記6）

朕試補及見習ノ待遇並ニ任用ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

（朱書）明治二十年十一月五日

内閣総理大臣

（朱書）参照

勅令第三十七号

文官試験試補及見習規則

第一 通則

第一条 本令ニ於テ文官ト称スルハ奏任判任ノ文官ヲ総称シ試補ト称スルハ勅令第十三号学位令ニ依リ法学博士文学博士ノ学位ヲ受ケ又ハ法科大学文科大学及旧東京大学法学部文学部ヲ卒業シ又ハ高等試験ヲ経当選シテ高等官ノ実務ヲ練習スル者ヲ云ヒ見習トハ官立府県立中学校又ハ之ト同等ナル官立府県立学校及帝国大学ノ監督ヲ受クル私立法学校及司法省旧法学校ノ卒業証書ヲ有シ及普通試験ヲ経当選シテ判任官ノ事務ヲ練習スル者ヲ云フ

本令ニ於テ司法官ト称スルハ裁判官及検察官ヲ総称ス

第十五条 本令施行ノ後五箇年間ハ事務練習中ト雖モ本官ノ欠アルトキハ其練習ノ満期ヲ待スシテ本官ニ任スルコトアルヘシ

勅令第六号

高等官官等俸給令

陞叙及特例

第十四条 官等ハ五年ヲ踰ユルニアラサレハ陞叙スルコトヲ得ス

勅令第三十六号

判任官官等俸給令

第四条 判任官五等以上ハ毎等在職四年六等以下ハ毎等在職三年ヲ踰ユルニアラサレハ昇等スルコトヲ得ス

（注記1）

「五」（簿冊内件名番号）

（注記2）

「甲二一七」

（注記3）
「局甲二一七号」
（注記4）
「官職」「(曾禰)印」
（注記5）
「済」
（注記6）
「三日」「第□」

〔『公文類聚　第十一編　明治二十年　第五巻』2A,11,類292〕

中央大学史資料集　第13集　　正誤表をご確認ください